平成２９年（フ）第８９６号
堺市北区金岡町1620番地　大阪府営堺白鷺東住宅３棟205号
破産者　リスペックこと　中田　和裕
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９２１号
大阪府河内長野市喜多町109番地の２　プレアール喜多403号
破産者　中野　順子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４２７号
兵庫県芦屋市高浜町８番１―1023号、前住所千葉県印西市木下1521番地156
破産者　山本　一人
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―460号
破産者　大宅　　淳
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８１号
兵庫県西宮市五月ケ丘２番23―102号
破産者　村田　　修
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０号
徳島県徳島市南昭和町３丁目53番地の１
破産者　髙島　　淳
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第６４号
福岡県飯塚市大日寺468番地
破産者　城丸　史彦
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３２号
福岡県大川市大字幡保279番地１
破産者　大博商事こと　今山　博文
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
福岡県八女市星野村13092番地１
破産者　今村　暢博
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
福岡県筑後市大字山ノ井189番地20　第２ＢＭビル302号、前住所福岡県飯塚市西町７番41号　402号室
破産者　鷹尾　英明
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
福岡県田川郡福智町神崎1570番地　町営若草団地50―４棟115号
破産者　中道　勝行
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第７０号
茨城県行方市麻生1140番地５
破産者　飯河　京子
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第２１７０号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地６街区６号棟203号室
破産者　工藤　　豪
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４７１号
横浜市青葉区荏田町437番地１　富士レジデンス103
破産者　佐々木篤武
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５３０号
神奈川県海老名市大谷南３丁目４番14号
破産者　加藤　幸輔
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９号
岐阜県下呂市萩原町上呂2113番地１
破産者　大坪　孝雄
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
鳥取県鳥取市松並町２丁目115番地　ベルビュー松並Ｃ―101号
破産者　松田　俊人
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１８号
鳥取県鳥取市吉方温泉１丁目105番地、旧住所鳥取県鳥取市国府町分上３丁目308番地　グリーンパーク202号
破産者　松尾　邦弘
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
徳島県阿波市市場町大野島字江ノ島86番地、旧住所徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南177番地２
破産者　長尾　栄一
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部